

会 議 録

会 議 名		第163回藤沢市都市計画審議会
開 催 日 時		2017年(平成29年)11月24日(金)午後2時
開 催 場 所		湘南NDビル 6階 6-1会議室
		傍聴者数 1
出 席 者	会 長	高見沢 実
	委 員	古知屋 律子, 田中 政通, 綱島 真人, 中川 純一, 中川 芳彦, 増田 隆之, 五十嵐 秀, 池尻 あき子, 加藤 薫, 木下 瑞夫, 水落 雄一, 脇 礼子, 大矢 徹, 吉田 明弘(加藤秀雄委員代理)
	事 務 局	石原計画建築部長 都市計画課=三上課長, 佐藤主幹, 額賀主幹, 會澤上級主査, 戸村主査, 青木主任, 横手主任, 吉野谷 公園課=丸山課長補佐, 須谷主任 下水道総務課=近藤主幹, 小川課長補佐, 矢口上級主査, 松本主任
議題及び公開・非公開の別		議第1号 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について 議第2号 藤沢市都市マスタープランの改定について 議第3号 藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針について 報告事項1 藤沢都市計画下水道の変更について(第1号公共 下水道) (すべて公開)
非公開の理由		
審議等の概要		別添議事録のとおり
そ の 他		

第163回 藤沢市都市計画審議会

議 事 録

日 時 2017年(平成29年)11月24日(金)

場 所 湘南NDビル 6階 6-1会議室

●出席者

・市民

古知屋 律子	辻堂地区
田中 政通	長後地区
綱島 真人	湘南台地区
中川 純一	鵠沼地区
中川 芳彦	湘南大庭地区

・学識経験のある者

増田 隆之	藤沢商工会議所 会頭
五十嵐 秀	小田急電鉄（株）取締役兼執行役員
池尻 あき子	（株）プレック研究所 環境計画部 次長
加藤 薫	（有）ケー・ユー・エヌ空間研究室 代表取締役
木下 瑞夫	明星大学理工学部 教授
高見沢 実	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
水落 雄一	（公社）神奈川県宅地建物取引業協会 湘南支部支部長

・市議会議員

脇 礼子	総務常任委員会 委員長
大矢 徹	建設経済常任委員会 委員長

・関係行政機関

吉田 明弘	神奈川県藤沢警察署署長 代理 警務課長
-------	---------------------

以上、15名

●事務局職員

石 原 計画建築部長
三 上 都市計画課長
佐 藤 都市計画課主幹
額 賀 都市計画課主幹
會 澤 都市計画課上級主査
戸 村 都市計画課主査
青 木 都市計画課主任
横 手 都市計画課主任
吉野谷 都市計画課担当

●関係課

(議第3号)

丸 山 公園課課長補佐
須 谷 公園課主任

(報告事項1)

近 藤 下水道総務課主幹
小 川 下水道総務課課長補佐
矢 口 下水道総務課上級主査
松 本 下水道総務課主任

◆傍聴者 1名

第 163 回藤沢市都市計画審議会

日 時 2017 年（平成 29 年）11 月 24 日（金）
午後 2 時
場 所 湘南NDビル 6 階 6-1 会議室

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第 1 号 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について（藤沢市決定）
議第 2 号 藤沢市都市マスタープランの改定について
議第 3 号 都市計画公園・緑地見直し方針について
報告事項 1 藤沢都市計画下水道の変更について（第 1 号公共下水道）

5 その他

6 閉 会

事務局 ただいまより第 163 回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。
はじめに、計画建築部長よりごあいさつ申し上げます。

石原部長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、第 163 回藤沢市都市計画審議会
にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、付議案件 3 件、報告事項 1 件を予定しており、付議案件では長期にわたりご議論いただきました都市マスタープランの改定、また、部会を設置していただき、ご検討いただきました公園・緑地見直しの方針についてご説明いたします。委員の皆様方には多方面よりご意見をいただきまして、本市都市計画のより良い策定のためにご審議いただきますよう、お願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。どうぞよろしく
お願いいたします。

事務局 次に、関係行政機関の委員について、公務により都合が合わず、本日は代理出席をしていただいておりますので、ご報告いたします。

神奈川県藤沢警察署長の加藤委員の代理として、吉田警務課長に出席していただいております。

それでは、本日、使用いたします資料の確認をいたします。(資料確認)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 それでは、次第 2 本日の都市計画審議会の成立について、ご報告いたします。

藤沢市都市計画審議会条例第 6 条により、審議会の成立要件といたしまして、「委員の 2 分の 1 の出席が必要」とされております。現在の委員の定数は 20 名で、本日は 15 名の委員が出席されております。したがって、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続いて、本日の議事については、付議案件 3 件、報告事項 1 件を予定しております。

××××××××××××××××××××××××××××××××××

続いて、会議の公開に関してですが、本審議会は、藤沢市情報公開条例第 30 条の規定により、原則公開としておりますが、会長、いかがでしょうか。

高見沢会長 本日も公開としておりますので、傍聴の方はいらっしゃいますか。(1 名入室)

傍聴者はルールを守り、傍聴されるようお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局 それでは、議事に入りたいと思いますので、高見沢会長、議事進行をお願いいたします。

高見沢会長 はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。

お手元の委員名簿の選出区分より、市民委員と学識のある委員から指名いたしますので、田中委員と水落委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高見沢会長 それでは、お二人にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 それでは、議事に入ります。

本日の議事は、付議案件 3 件、報告事項 1 件となります。本日も委員の皆様のご協力をお願いいたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

高見沢会長 議第 1 号「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議第 1 号「藤沢都市計画生産緑地地区の変更について」、ご説明いたします。

本件は、本年 8 月の都市計画審議会にてご報告しておりますが、その後、県知事との法定協議や法定縦覧などの諸手続を経ましたことから、今回、議案として挙げさせていただいたものです。議案書は 1-1 から 1-7 ページと、その後ろに変更予定箇所をプロットした都市計画総括図を 1 枚、及び変更内容等を記載した計画図を 8 枚添付しております。なお、図面につきましては、法定図書を縮小したものとなっております。それでは、こちらの議案書と資料集の資料 1 とともに、あわせてスクリーンをご覧ください。

まず、生産緑地地区の制度について簡単にご説明いたします。(資料 1 参照)

生産緑地地区は、市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的に指定するものです。生産緑地地区に指定されますと、建築行為等の制限がかかり、他の用途への転用が原則認められなくなる一方、固定資産税等の税制面で優遇措置や相続税の納税猶予制度の適用を受けられるようになります。詳細につきましては、前回の報告時にご説明しておりますので、割愛いたします。

次に、2 ページの都市計画変更を行う内容でございますが、追加指定申出に伴い、拡大する案件が 1 ヲ所・約 30 平方メートル、昨年 10 月から本年 7 月までの期間に買取り申出がなされたことに伴い、廃止といたします変更が 8 ヲ所・約 1 万 1,390 平方メートル、縮小とする変更が 1 ヲ所・約 580 平方メートル、また、土地区画整理事業に係る仮換地指定が行われ、

その使用収益が開始されたことに伴う位置、区域及び面積を変更するものが5カ所・約740平方メートルの計15カ所でございます。なお、生産緑地地区の都市計画変更につきましては、固定資産税等の賦課期日の関係から、毎年この時期に手続を進めているものです。

3ページは、「拡大」とする1カ所についてですが、詳細に位置についてご説明いたします。箇所番号533でございます。所在地は立石一丁目地内で、変更後の位置を赤色で示しております。都市計画変更の理由は、この生産緑地については、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地等が藤沢市生産緑地地区指定基準に適合するため、「拡大」とするものです。なお、箇所番号ごとの変更理由については、議案書1-3ページから1-4ページに記載しておりますので、適宜ご覧いただきたいと思っております。

次に、資料集の5ページをご覧ください。買取り申出に伴い「廃止」とする8カ所についての詳細な位置等について個別にご説明いたします。

箇所番号348について、所在地は柄沢字鞍骨地内で、位置を黄色で示しております。この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の「死亡」に伴う買取り申出後、行為制限が解除されたため「廃止」とするものです。

次に、箇所番号628号、所在地は今田字殿窪地内で、この生産緑地につきましても、農業の主たる従事者の「死亡」に伴う買取り申出後、行為制限が解除されたため「廃止」とするものです。

次に、箇所番号490及び494でございます。所在地は川名字清水地内で、この生産緑地については、農業の主たる従事者の「死亡」に伴う買取り申出後、公共用地への転換が図られるため「廃止」とするものです。

次に、箇所番号502及び503、所在地は宮前字十二天、小塚字十二天及び弥勒寺字十二天地内でございます。この生産緑地については、農業の主たる従事者の「故障」に伴う買取り申出後、行為制限が解除されたため「廃止」とするものです。

次に、箇所番号101、所在地は土棚字土棚地内で、この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の「死亡」に伴う買取り申出後、行為制限が解除されたため、「廃止」するものです。

次に、箇所番号133、所在地は菖蒲沢字大谷地内で、この生産緑地につきましては、農業の主たる従事者の「故障」に伴う買取り申出後、行為制限が解除されたため、「廃止」とするものです。

続きまして、12ページは、買取り申出に伴う縮小とする1カ所について、詳細な位置等についてご説明いたします。箇所番号143、所在地は菖蒲沢字大下地内で、変更後の位置を赤色で示しております。この生産緑地

につきましては、農業の主たる従事者の「故障」に伴う一部の買取り申出後、行為制限が解除されたため、「縮小」とするものです。

次に、14 ページは「位置、区域及び面積の変更」とする 5 ヲ所についてですが、詳細な位置等について一括してご説明いたします。

箇所番号 92・93・94・96 及び 97 でございます。所在地は土棚字土棚地内で、北部第二（三地区）土地区画整理事業区域内でございます。それぞれの変更前の位置を黄色で、変更後の位置を赤色で示しております。変更の理由は、表の右側に記載しておりますとおり、土地区画整理事業に係る仮換地指定が行われ、その使用収益が開始されたことから、当該仮換地の位置、区域及び面積に合わせた変更を行うものでございます。なお、都市計画決定面積の変更につきましては、土地区画整理事業において道路や公園などの公共施設を整備・改善するために、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供していただく「減歩」によるものでございます。

次に、「計画書」です。資料集は 17 ページ、議案書は 1-1 ページでございます。ただいまご説明いたしました内容を取りまとめたものでございます。なお、この後にご説明します内容は、議案書の 1-2 ページに記載しておりますので、スクリーンとあわせてご覧ください。議案書の 1-2 ページの「新旧対照表」でございます。先ほどご説明いたしました廃止・追加等の差引を行うと、本市全体では面積約 94.6 ヘクタール、箇所数は 510 ヲ所になるものでございまして、昨年度から 1.2 ヘクタール、8 ヲ所の減少となるものでございます。

次に、議案書の 1-5 ページの「都市計画を定める土地の区域」につきましては、今回、都市計画変更を行う箇所の所在地を記載しております。

次に、議案書の 1-6 ページから 1-7 ページの「経緯書」につきましては、当初決定から昨年度の都市計画変更までの経緯を記載しております。

最後に、都市計画変更のスケジュールについてご説明いたします。資料集の 21 ページとあわせてスクリーンをご覧ください。8 月 31 日に開催しました本審議会において、取り組み状況等についてご報告いたしました後、神奈川県知事との法定協議を行い、県知事から「異存なし」との回答をいただいております。この法定協議の結果を受けまして、都市計画法に基づく案の縦覧を行ったところ、縦覧をされた方及び意見書の提出はございませんでした。

今後の予定といたしましては、本日の審議会において、ご審議いただいた上で、12 月中に告示を行い、都市計画変更の手続きを終了したいと考えております。以上で、議第 1 号生産緑地地区の変更に関する説明を終わります。

高見沢会長 ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

木下委員 資料集 10 ページの箇所番号 101 番は、都市計画道路上に生産緑地があったということだが、買取りはできなかったということですか。

事務局 101 番については、都市計画事業としては土地区画整理事業施工中でございまして、その従前の土地ということで、道路が既に供用されておりました、使用収益開始前に相続が発生したということです。

高見沢会長 実は、前回の報告のときに、この件ともう 1 件、公園に計画をつくるはずなのに何でやめるのかというのがあったと思います。

他にありませんか。

ないようですので、議第 1 号は案のとおり認めてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

高見沢会長 ありがとうございます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

次に、議第 2 号「藤沢市都市マスタープラン改定について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第 2 号「藤沢市都市マスタープランの改定について」、ご説明いたします。都市マスタープランの改定につきましては、昨年度から審議会においてご意見をいただいております、今回は最終案の報告となりますので、改定内容について、再度説明をさせていただき、本日、答申をいただければと思いますので、よろしくご説明いたします。

それでは、議案書の議第 2 号をご覧ください。

まず「目次」をご覧ください。都市マスタープランの構成につきましては、「序章 都市マスタープランとは」から始まり、第 1 章 現況と課題、第 2 章 全体構想、第 3 章 地区別構想、第 4 章 推進方策となっております。

次に、2 ページの「3、藤沢市都市マスタープラン部分改定の目的」についてですが、2011 年の改定以降、東日本大震災の発災による大幅な津波浸水想定の見直しや、少子超高齢社会等に向けた立地適正化計画の制度化など、社会状況等の変化に伴う都市計画への新たな要請が高まってきており、2011 年に改定した都市マスタープランの考え方を基本としつつ、これらの変化に対応するため、部分改定を行うこととしております。なお、改定に向け追加・強化した点については、①から③の 3 点ありまして、1 点目の「津波に対するまちづくりの考え方」の追加につきましては、39 ページをご覧ください。全体構想の都市づくりの基本方針 「4 災害に強く安全な都市づくり」についての項目になります。この項目では「②津波に備

える都市づくり」として、津波避難路の安全性及び分かりやすさの向上、津波避難場所の確保などを位置づけています。また、「⑤災害復興に向けた事前取組の推進」として、地籍調査の実施や復興段階におけるまちづくり手法と、地域住民との情報共有等に向けた検討を位置づけています。

次に、今回の改定で追加・強化した点の2点目、少子超高齢社会等に対するまちづくりの考え方の強化についてですが、19ページをご覧ください。全体構想の「将来都市構造」の項目になります。将来都市構造については、交流連携の骨格となる交通体系、交流の場となる都市拠点、市民のまちづくりの単位となる地区拠点など5つの要素で構成しており、さらに少子超高齢社会等に対応するため、立地の適正化に関する基本的な方針を定め、各都市拠点を中心とした都市機能の高密度化を進めるとともに、拠点間及び拠点までの公共交通等のネットワークの維持・向上を図り、市街地と自然空間が調和した集約型都市構造の構築をめざすとしています。

また、少子超高齢社会等においても、持続可能な都市となるよう、43ページをご覧ください。全体構想 都市づくりの基本方針「5 美しさに満ちた都市づくり」の⑤に空き家対策や団地再生などの住宅政策を含めた「良好な居住環境の維持、形成に向けた総合的な取組の推進」を追加するとともに、101ページ 第4章「推進方策」の「2 主要プロジェクトの戦略的展開」の(5)に「公共施設等の適切な維持管理と更新を位置づけ、インフラ施設の長寿命化や公共施設の複合化等の再整備の推進をすすめていく」としています。

次に、追加強化した点の3点目が、進行管理における、より分かりやすい指標の考え方の追加になります。102ページをご覧ください。今回の改定に当たっては、改定から5年が経過したことから、取組内容について進行管理を行いました。やはり都市マスタープランを評価する指標が分かりづらく、またそれぞれの事業の実施状況の進行管理になってしまったことから、都市マスタープランの指標の考え方を追加したものになります。指標については、成果指標を基本としつつ、事業実施量を組み合わせた複合的な指標を設定し、複数要素から都市の動向が把握できるようにすることとし、今回は参考として、12個の指標候補を設定しています。

都市の動向把握については、例えば、事業実施量の成果が上がっているにもかかわらず、成果指標の効果が見られない場合などは、都市マスタープランで進めているまちづくりにズレが生じている可能性がありますので、事業の見直しや都市マスタープラン自体の全面改定等の必要性の検証が必要といった判断をしていくこととしております。以上、津波の関係、少子超高齢社会の関係、指標の関係の3点を追加強化した視点として改定

を行うこととし、今後のスケジュールについては、本日、都市計画審議会から答申をいただきましたら、来年の2月議会に報告し、3月の改定をめざしています。

最後になりますが、前々回の都市計画審議会においても若干報告をさせていただいたしましたが、藤沢市では、現在、平成27年の国勢調査の結果を基に人口推計の見直しを行っておりますので、現在の状況を報告させていただきます。人口推計が大きく変化した場合には、都市マスタープランの考え方についても影響がありますが、現時点での推計では、ピーク年については2030年から大きく変わらず、ピーク人口については43万人から44万人程度に増加する見通しとなっています。そのため、今回の都市マスタープランの改定の考え方に大きな影響を与えるものにはならないと考えており、改定版の製本の際には、新たな人口推計で対応をしてきたいと考えています。いずれにしましても、人口推計については、都市計画においても重要な部分ですので、新たな人口推計が確定した際には、情報提供をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上で「藤沢市都市マスタープランの改定について」、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

高見沢会長

本日、審議した後、年度末に議会があるわけですが、それまでに時間が空くけれども、今までに何をきて、3月までに何をどうするのかをもう少し丁寧に説明してください。

もう1つは、立地適正化計画を盛り込んだことは重要なことだと思うが、今の説明にはなかったけれども、それをどう理解しているか、教えてください。

事務局

今回の改定についてですが、5月の都市計画審議会では素案の確認をいただきました以降、6月の市議会に素案の報告をいたしまして、6月・7月にかけてパブリックコメントと市民説明会を実施してきております。その後、前回の都市計画審議会にその結果を踏まえて中間案の確認ということで、8月の都市計画審議会に報告をいたしました。そしてそこでの意見を踏まえた中で、特段変更はなく、最終案の確認をいただいているという段階になっております。この後、2月の審議会に最終案を報告することになっておりまして、今回の最終分の確認から次の2月議会に報告した上で、年度末の改定となりまして、そこまでに何か残っているものがあるというのではなく、スケジュール的にそのような状況になっております。

立地適正化計画につきましては、都市マスタープランの改定案の中で、先ほど少し触れましたが、19ページの「2. 将来都市構造」の中に「立地の適正化に関する基本的な方針」というものを都市マスタープランの方に

も位置づけをしております。「藤沢市立地適正化計画」につきましては、将来の人口構成などを踏まえた中で、集約型都市構造をめざすという計画になっておりまして、法律上、都市マスタープランの一部とみなすというような計画の位置づけになっておりますので、今回の改定に合わせ「藤沢市立地適正化計画に関する基本的な方針」を都市マスタープランの中の将来都市構造の中にも組み込んだものになっております。基本的には元々の都市マスタープランの大きな考え方の変更はないのですが、都市マスタープランを具体化、具現化していくための手段として「立地適正化計画」を活用していくことにしておりますので、そちらの方に位置づけたものとなっております。

高見沢会長
事務局

前回の意見から特に変えたところはないということですか。
そうです。

高見沢会長
田中委員

それでは、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

102 ページの「5 進捗管理と見直し」では、5 年ごとに見直しをするということだと思うが、実際に見直しをした結果を市民としてはどのように見えるのか。要するに「見える化」を進めようとしているのか、どこで結果が見えるようになるのか、その辺の計画はありますか。

事務局

進行管理については、5 年を目安に都市計画審議会において行っていきたいと考えておりますが、その5 年をベースにしなが、わかりやすい指標設定をその都度求めながら、まちの方向性が都市マスタープランに合っているのかどうかを確認していこうとしております。市民の方に対しては、市民、地域で活動されている皆さんで構成されている、市の会議体である郷土づくり推進会議において、進行管理として実際に5 年間でどういう事業が行われたのかといったものを説明している状況です。今回、初めてこういう形でやってみたのですが、進行管理そのものの結果を、市民全体にどうアプローチできるか、そういったところが、まだまだないところがございますので、その辺については次回、進行管理の際に検討させていただければと思っております。

高見沢会長

102 ページの表中に「経年の変化が追えるとともに」とありまして、5 年ごとにマスタープランを見直すような作業は大変なので、次回ということでもいいけれども、もしこのようなデータを取るのであれば、例えば2 年間ぐらい取ってみて、こうだったとか、取ろうとしたけれども、これは取れていないとか、そういった意味での審議会や市民への見える化として何かあってもいいのではないかと。今の答えでは5 年間、待ってくれというような感じに聞こえたけれども、どうなのか。

事務局

102 ページのところは、指標の例として載せましたけれども、この辺は

庁内のプロジェクトの中でもいろいろな指標を持ち寄りまして、経年で追えるようなものをできるだけ運用しようということで、その都度、莫大な費用をかけて指標の検証は困難なので、今あるものの中でマスタープランの方向性が示せるもの、そこに関係するような指標というものを集めておりますので、経年でできるだけ細かく指標づくりができるような形を目指しております。その中でお話があったような内容をご報告できればと考えております。

高見沢会長 今回の計画には間に合わなかったけれども、それが出たので変化を見てみると、こうだったということもあると思うので、ぜひ、情報提供をお願いします。

中川（純）委員 大規模災害ということからどのような災害を想定しているのか。それに対する事前取組の考え方というのはどのように反映させていくのか、お聞かせください。

事務局 基本的には大きな地震が対象になってくるかと思いますが、平成 23 年に起きた地震の取り組みの中で、1,000 年、2,000 年に一度クラスのもの、100 年とか百数十年ごとに来るようなものに分けて、その部分では土木構造物など構造的に施設によって守れるものと、それを超えてしまうものについては、避難も含めて考えていこうということ、今回初めて議論をしていただいたところがございます。その中で復興に対しての事前の取り組みの観点が重要と考えております。というのも、突然起きたものに対して、起きる前に準備できることをやっておいた方が、間違いなく減災等に向かえるだろうということで、被害というものを少なくすることとあわせて、的確に復興するという考え方を結びつけるような事前の取り組みができるといいと考えております。我々職員が地域で被災した方がどういった状況に陥るのか、そういったものに対しての研修もしながら、準備を始めなければいけないということと、マスタープランの取り組みをしている中でも 13 地区を回って、その辺の話をした中で、特に南の地域においては津波のときに、事前にどういう会議体でどういう話ができるのかとか、実際にどのくらい亡くなられる方がいるのか、そういった話もある中で、今までなかなか議論ができなかったことが、今回の東日本大震災の関係もあって、そういった議論ができるようになってきたというご意見もありましたので、この辺はこれから力を入れて取り組みを進めていきたいと考えております。

中川（純）委員 災害のシミュレーションなどはどうなっているのか。

事務局 これから一定の災害を設定する中で、どういう被災の状況になっているのかを、検証していくということになります。今現在は被害統計というも

のは、防災部門でやっているものと都市計画としてやるものちょっと違うと思っていますので、これからの取り組みになります。

高見沢会長 中川委員さんは鶴沼地区代表ですので、この際、何か言っておきたいことがあれば、今回の都市マスタープランに盛り込まれたということで、地元でも活用していただけたと思います。

増田委員 100ページの「(4) 広域交通体系の整備」の中で、いずみ野線の延伸の促進と横浜藤沢線整備の促進と「促進」が2本書かれてあります。特に横浜藤沢線の促進では、60年間も促進しているので、違う書き方ができないのかどうか。これは県の仕事だが、こういったところが当事者と関係者の方は、この1行の文で、放っておくのかという感じがする。あと8キロぐらいで本線につながるわけなので、その辺を考えると、また、「促進」ということでは、期待していいのか、悪いのかという感じになってしまう。

102ページの「参考」に、総合的な指標の設定をされるということは、5年後に数字を書き込むということなのか。現状でも書き込める数字が既にあるのではないかと思うが、これを書かないとよくわからないという感じがします。

事務局 横浜藤沢線については、藤沢市の主要幹線道路として広域幹線道路となりますので、通過交通対策としても、こちらの道路整備は重要でありまして、神奈川県でも国道467号線までの区間ということで、海岸線まで続く計画ですが、467号線までを1つの区間として検討しているという中で、今までは地上部をできるだけ通っていくような平面的な計画ですけれども、こちらを地下化する案で計画を進めています。それから川名緑地という藤沢市の三大谷戸の1つの中央を走るということから、自然環境との関係性といった自主的なアセスメントをやっているということから、今後も地域との関係も含めて我々も間に入りながら促進していくという内容です。

指標については、検討の中では既に実績値を入れたものもつくっております。ただ、5ヵ年ごとに変わっていくこととあわせて進行管理のときに、その前の実績、動きも含めて整理をしていきたいと思っております。ここは「参考」ということで、こういったものをベースにしながら、より良い指標があれば足していくという考え方でございます。

水落委員 「災害に強く安全なまちづくり」については、いろいろ検討していただいたが、39ページの「②津波に備える都市づくり」の中の「津波避難場所の確保」は、はっきり言って何もない。10メートルの津波が来たら避難するところはない。それではどうするかというと、津波対策の一環として、ここに書き込むことは難しいのかもしれないが、「用途地区、建ぺい、容

積の変更を検討する」という項目が入るかどうかが。行政の方も避難場所の確保というけれども、その場所がどこがあるかと聞かれたら、数か所あるけれども、JRから南には20万人、その半分として10万人が10メートルの津波で被災を免れる場所があるかという、はっきり言ってないです。これを変更するのは難しいと思うけれども、その1項目が入らない限り、確保という文字自体無理です。鶴沼地区の中川（純）委員も大変心配されていると思う。JRの南と北では津波に対する、要するに地震という全体的なもの、南は津波というのを、東北の災害を見て怖いと実感されている海側の方がいるので、その辺のところは、マスタープランなので載せられないかもしれないけれども、私は何年も前から言っていて、「災害に対する安全な都市づくり」というのをに入れていただいてありがたいと思っていますけれども、もう少し踏み込んだ形の言葉を入れられたら、もっといいのではないかと思いますので、意見ですが、よろしくお願いします。

綱島委員

地区別構想について、13地区ごとに地区の将来像というのがあるけれども、これができた背景を教えてくださいたいのと、13地区の構造図が各地区にあるけれども、右側にある「方針・現況課題」の中に、幹線道路名とか、整備を計画されている道路名は入っているけれども、それが構造図の中に全く出てこなくて、名前はあっても、どこを整備するのかわかりづらいので、道路の名称とか固有名詞がどこにあるのかを追加することは可能ですか。

事務局

13地区の将来像については、地域の郷土づくり推進会議で議論をしています。藤沢市の総合計画に変わる、総合指針と一致させており、郷土づくり推進会議で議論した内容を、そのまちの将来像として採用しているという内容です。

構造図を見ると、名称等が確かに書いてないところがありますので検討します。

綱島委員

市民の立場からすると、見たときにどこがどれなのか、もっと言うと、広域ネットワークの方針にも整備しますという道路の名称が入っていません。地区でもっと落とし込めた方が見やすくなると思います。

事務局

確かに主要なもの、例えば駅とかを入れてあるという状況なので、そこに、さらに入れて見やすくなるかどうかというところかなと思います。

高見沢会長

予算がなくて、直すのに大変お金がかかるということでなければ、そういうものは入れるべきだと思います。

事務局

そういったものについては、一つ一つ考えさせていただいて、整理するようにいたします。

- 綱島委員 地区ごとに出ている名称だけでも入れるといいのと、地区ごとにフォントのサイズが違うのが気になります。
- 高見沢会長 重要な情報は読み取っていただくことが原則ですので、あとは事務局にお任せするということでよろしいですか。
- 事務局 図面の方は見やすいような形を検討したいと思います。
- 高見沢会長 前回、そういう話はなかったのですが、プラスの注文ですけれども、よろしくをお願いします。
- 大矢委員 災害に強いまちづくりのところで、先だつての台風の影響で江の島地区の被害が結構出た関係で、市議会でも災害対策特別委員会が開かれ、被害状況の報告がされたけれども、地域防災計画の中で高波対策を少し考えなければいけないというようなやりとりがあったが、その点については「高潮」という表現になっているが、高波の被害に対することも地域防災計画との連動という意味では考慮しなければいけないと感じているので、意識をしていただけたらと思います。
- 高見沢会長 それを入れた上で認めるというのもあると思うが、どうですか。
- 事務局 高潮に対する避難、防護対策の促進については、40 ページにあります。現実には江の島で大きな被害がございましたので、そういったものを改めて我々の方でも意識しつつ施策の方で進めていかなければいけないというご意見だと思いますので、記載自体はこのままで対応させていただければと思います。
- 増田委員 先ほど水落委員から津波のときの避難場所等のお話があったり、今の話を聞いていて、川の周辺にたくさん住宅が張りついている、特に片瀬川、境川がそうですけれども、片瀬地区を見てみると、「津波に対する避難対策の充実を図るとともに」というのは、当然従前から入っていると思うが、「河川の遡上対策の促進に向けた検討」というのはいいと思うが、今の高波の話は、台風 21 号のときの境川の波の遡上は、今までで一番すごかったとか、波がぶつかってくるので、護岸が崩れるのではないかと危険を感じたと近隣の方が言っていたので、こういうところはしっかりお考えいただきたいと思います。
- 事務局 片瀬地区においても津波としてのとらえ方では、河川の遡上対策について記載をしているところです。津波の問題としてとらえると、国道 134 号線が大体 6 メートルぐらいの高さを持っていて、防潮堤の役目を果たすということの中で、L1 クラスとよく言われている百数十年レベルと、わりと定期的に起こる地震津波の対策については、ある程度対応は可能となっておりますが、ご指摘のように、河川のところからの遡上にはまだ低いと、そこで川からあふれてくるというようなことがシミュレーションしても

問題になるということがわかっております。その中では高潮のみでなく津波全体としての対策も含めてパラペットと言いまして、コンクリートの壁をつければいいのかもわからないのですが、それだと景観上の問題があるということで、そちらを今後検討していこうというのが、今回の津波の全体構想としての対策の中にうたったものです。河川の構造物の部分については、どういった形がいいのか、我々は管理者ではありませんが、藤沢市の方でも検討が必要だと考えております。

中川（芳）委員 私は大庭に住んでいるので、地区別構想の中の湘南大庭地区を見ると、今までは片瀬地区だったのが、高齢化が進む地区ナンバーワンという情報が入ってくるが、73 ページに「急激に高齢化が進んだ湘南ライフタウンにおける地域コミュニケーションのあり方や団地再生などの総合的な住宅施策について検討します。」とあるけれども、大庭地区は茅ヶ崎市の堤地区の方々も結構藤沢の公共施設を利用している。そういうことを踏まえた場合に、これは藤沢市の都市マスタープランだが、茅ヶ崎の近隣地区との連携、協働という意味での地域コミュニケーションの取り方もあるのではないかと思うので、そういう考え方はどうなのか。

事務局 ライフタウンの事業については、昭和40年代に進められたものですが、実は藤沢市と茅ヶ崎市の両方にまたがった事業になっておりまして、市境問題が当時からあって、それをきちんと整理することを目標としながら、いろいろな問題があってそのまま市境については入り組んだ形で残っているという状況です。ただ、学校とか下水については茅ヶ崎市域だからサービスを受けられないということだけでなく、市民生活として必要なものについては連携を図ってきました。今後の都市マスタープランでの総合的なまちづくりとか、今後の住環境整備の中では地域の縁側事業などを新たに進めることになっておりますけれども、ニュータウンですので、同じ年代の人が多くことから高齢化が急激に進むといった特徴なので、そういった仕組みもどんどん取り入れていくというところで、一定程度、茅ヶ崎市との連携を図ってきているところです。

五十嵐委員 先ほどから津波の話も出ているけれども、40 ページの「③風水害を防ぐ都市づくり」は、以前からマスタープランに掲げているので、何をというわけではないが、最近、ゲリラ豪雨が多く起きていて、1回発生すると100ミリといった従来にはないような雨量になってきている。この中にも川の総合治水とか整備ということが書かれているが、これを想定したときと違う状況になってきていると思うので、具体的な施策を進めていくときには、今の状況なども加えながら進めていった方がいいかと思うので、一言申し上げます。

- 木下委員 104 ページからの「用語解説」は非常にわかりやすいので、それがさらにどこに書いてあるのかがわかると使いやすいと思う。
- 事務局 調べて記載するようにいたします。
- 綱島委員 合わせて、12 ページに「ツインシティ」という言葉がある。これについてわからないと思うので、検討していただきたい。
- 中川（純）委員 境川の堤防は 60 ミリ対応ではないと思うけれども、片瀬地区の場合は河川の堤防と波の影響も受けるので、その辺の堤防づくりは防潮堤と同じようにしないと、高波のときに持たないような状況が出てくると思うので、考慮していただきたい。
- 高見沢会長 他にありませんか。意見も出尽くしたようですので、きょう出た意見を行政的に受け取っていただいて、藤沢市都市マスタープラン（改定案）については、このとおりでお認めいただけますか。
- （「異議なし」の声あり）
- 高見沢会長 ありがとうございます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

- 次に、議第 3 号「藤沢都市計画公園・緑地見直し方針について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議第 3 号「藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針について」、ご説明いたします。前回の審議会において、「見直し方針」の中間報告をいたしました。その後、市議会への報告、パブリックコメント、市民説明会を実施いたしました。そのため、本日は、パブリックコメント等の実施結果及び「見直し方針（素案）」からの主な変更点を中心にご説明させていただきます。本件の答申をいただきたいと思いますと考えております。本日は議案書として、「見直し方針（案）」の本編、資料につきましては、資料集の資料 2 をご覧いただけたらと思います。（資料 2 参照）
- 「1. 見直しの背景」としまして、本市では、昭和 32 年に多くの公園・緑地が都市計画決定された後、土地区画整理事業等と相まって、着実に公園・緑地の整備を推進してきたものの、いわゆる「長期未着手都市計画公園・緑地」が多数存在しています。このような状況の中、県のガイドライン策定を受け、平成 27 年度末に『都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方』を策定しました。平成 28 年度からは、具体的な見直し作業を進め、今年度末に『都市計画公園・緑地見直し方針』を策定する予定で取組を進めてまいりました。
- 続きまして、「2. 見直しの進め方」として、長期未着手都市計画公園・緑地の具体的な見直しを進めるため、平成 28 年 5 月に本審議会へ諮問を行い、「より専門的な見地からの詳細な見直し検討作業を行う必要性があ

る」とのことから、本審議会に『見直し専門部会』が設置され、学識経験者を交えた調査検討を進めてきたものでございます。資料の下段には、見直しの主な経過を記載しておりますが、点線で囲んでいる項目が前回の審議会以降の取組となりますので、この項目の中でのご意見等をご説明させていただきます。

2ページをご覧くださいまして、まず、(1)として8月の第162回都市計画審議会でございます。前回、中間報告をさせていただいた際のご意見等をまとめておりますので、振り返りの意味合いからも、再度、確認をさせていただきます。No.1、No.2は、今後の公園整備に関するご意見でございます。No.3は住宅が張り付いている都市計画公園等の整備の実現性に関するご意見、No.4と3ページのNo.5は周辺にある生産緑地などへの代替性に関するご意見、No.6は公園計画がないエリアでの公園・緑地の追加に関するご意見でございます。

続きまして、(2)9月の市議会建設経済常任委員会でのご意見となります。No.1、No.2については、今回の見直しによる都市計画公園・緑地全体の面積変動と見直しの結果、減少した分の調整に関するご意見でございます。No.3は住民への説明に関するご意見となっております。

続きまして、(3)パブリックコメントでのご意見でございます。意見等の募集を9月20日から10月20日までの1ヶ月間行った結果、2名の方から2件のご意見をいただきました。いただいたご意見の要旨と本市の考え方でございますが、No.1は、「子どもが自然にふれ合えるよう、子ども専用で自然と戯れる小規模な公園を点在させるべきではないか」というご意見でございます。これに対する市の考え方として、「見直し方針(素案)にも記載のとおり、本市では、小規模公園等を適正に配置し、公園の未到達区域の解消に向けた取組を進めています。また、近年、公園の新規整備や大規模改修の際は、周辺住民等と公園基本計画を策定するワークショップ形式により、公園の整備内容を決めているため、公園整備等を行う際の貴重なご意見とさせていただきます。」としております。No.2は、「片瀬山公園の区域内にある市有地について、小野球場等を計画し、高齢者と子どもと一緒に交流し、遊べる場所をつくってはどうか」というご意見でございます。これに対する市の考え方として、「近年、公園の新規整備等の際は、周辺住民等と公園基本計画を策定するワークショップ形式により、公園の整備内容を決めています。現時点では、当該地の整備スケジュールは未定のため、今後、整備をする際の貴重なご意見とさせていただきます。」としております。以上がパブリックコメントのご意見等でございます。

続きまして、(4)市民説明会でございます。説明会についてはパブリ

ックコメントと並行して、10月13日、14日の2日間、開催し、3名の方にご出席をいただきました。その中でのご質問として、地籍調査と公園見直しの連動に関するものがございました。

次に5ページをご覧いただきまして、「4. 素案時点からの主な変更箇所」でございます。(1)として、時点修正にともなう語尾の修正でございます。「第2章 見直しの過程及び見直し結果について」の項目について、素案時点では、見直しの取組が現に進行中であったため、文言の語尾については、例示している文章のとおり、「確認するものとします。」といった進行形の表現にしておりました。この度、見直しの取組も終盤となり、取組の完了に向けて、時点を合わせる必要があるため、例示している修正案のとおり、「確認しました。」という過去形の表現に変更しております。このような形で、進行形となっていた文章を全て過去形に変更したものでございます。また、パブリックコメントなどに基づき、修正した項目はございません。

ここで、議案書の「見直し方針」本編をご覧ください。パブリックコメントの実施により、「素案」としていたものを「案」としているものでございます。本編の内容については、前回、ご説明をさせていただいたため、主要な項目のみを再度、ご説明させていただきます。

本編の5ページをご覧ください。こちらの項目は「見直しの基本方針」でございますが、具体的な見直しを進めるにあたっての基本的な方向性を示しております。前段では、本市の南部地域に長期未着手が多い背景について、中段では、公園整備や見直しの必要性をそれぞれ記載しており、後段で見直しの具体的な方向性等を示しております。後段部分を読み上げますと、「今回の見直しでは、住宅地や商業地などの地域性に配慮するとともに、都市計画公園の全域が未整備のものは、配置計画を十分に考慮するものとします。また、一部未整備の区域が残る都市計画公園・緑地は、周辺の公園・緑地の整備状況等も勘案した上で、一定の機能・整備水準が確保されているものについて、今後の拡張を行わないことも合わせて検討することとします。以上のことを勘案しつつ、次の「見直しの主な視点」により検討を進めるものとします。」

見直しの主な視点としまして、「1. 公園・緑地の未到達区域の解消に配慮する。」「2. 公園・緑地における機能のうち、特に防災機能に配慮する。」「3. 公園・緑地の周辺にあるコミュニティ関連施設の立地状況に配慮する。」「4. 公園・緑地の代替地として既存ストックである藤沢市の所有地を積極的に活用する。」としております。

次に、35ページをご覧いただきまして、「(2) 見直し結果」でございま

す。先ほどの「見直しの基本方針」などにに基づき、見直しを行った結果、55箇所の見直し対象公園・緑地のうち、32箇所を「存続候補」、23箇所を「変更候補」といたしました。「藤沢総合都市計画」は都市計画公園・緑地の配置が適正に計画されており、今回の見直しにおいて、公園整備により、特に防災上の課題への対応も可能であることを確認いたしました。したがって、全域が未整備の公園計画を単に廃止できるものは存在せず、近隣に活用できる市有地がある場合は「変更候補」、ない場合は「存続候補」といたしました。また、一部未整備区域が残る公園・緑地は、周辺の公園整備状況を考慮し、機能や整備水準が確保されることが確認できたため、原則として、これ以上の拡張整備は行わない「変更候補」としたものでございます。

それでは、資料2の5ページにお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございます。本日の審議会で議を経た上で、2月の市議会に最終報告を行い、今年度中に見直し方針を策定してまいります。また、見直し方針策定後の取組としまして、「変更候補」となった公園・緑地は、個別に関係権利者や周辺住民に説明を行い、随時、都市計画変更手続きを行ってまいります。これに加えまして、本審議会の委員からもご指摘がありましたが、今後は、公園整備に向けた次のステップとして、「都市計画公園・緑地の整備に関する方針」の策定に向けた取組を進めてまいります。

以上で「藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針について」のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

高見沢会長 ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

部会の方から何か補足がありましたら、お願いします。

木下委員 長後付近には公園の計画自体が少ないので、見直しというよりももう少し公園計画自体を検討していくべきというのが部会のときにありました。

加藤（薫）委員 そのときに南側と北側で公園のバランスが全然違うということが話題になって、今後、新たに検討が必要ではないかということでした。

高見沢会長 都市計画道路の見直しの場合には、足りないところは見直しの中に追加としてやったと思うけれども、公園はそういう観点は今回なしで、まずあるもののみで精査して、今後の整備計画の方に入っていくのか、文面からは入っていないような気がするけれども、その辺の扱いについてお願いします。

事務局 部会でも計画論としては、本編の37ページの「3 公園・緑地を追加する必要性」というところで、長後地区と御所見地区において、公園は足りないのではないかということでは、今、南側の55カ所をやっておかないと、

その次にいかないとか、そういったものではないと考えております。長後駅周辺と御所見についても南部と同様に生産緑地等との関係、また、大きな工場等の土地利用の転換といった機会を捉え、都市計画公園、また都市公園として整備を進めていくことで、実際に近年も、長後周辺の追加の都市計画変更もやっておりますが、そこは順番をつけることなく、その機をとらえて個々の公園の追加の必要性については応えていきたいという内容でございます。

高見沢会長 「(仮称) 藤沢市都市計画公園・緑地の整備に関する方針」の中に、そういうものも入っているのか、それは独立事項なのか。

事務局 この整備の方針については、55カ所のところを前提として進めていきたいと考えています。今の段階では長後地区周辺においても、計画そのものがないということから、整備の計画にそこを加えていくことは非常に困難な状況ですので、生産緑地等は2022年に30年という期間も来ますので、そういった中で選定して新たに配置等の適正化を考えていきたいと思っています。

高見沢会長 ほかに意見等ありませんか。

ないようですので、藤沢都市計画公園・緑地見直し方針については、このとおりの承いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

高見沢会長 ありがとうございます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

次に、報告事項1 藤沢都市計画下水道の変更について(第1号公共下水道)、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項1 藤沢都市計画下水道 第1号公共下水道の変更についてご説明いたします。資料集の資料3とともに、あわせてスクリーンをご覧ください。(資料3参照)

まず、藤沢市の公共下水道事業の概要についてご説明いたします。本市の公共下水道は地形上、市域を「南部処理区」「東部処理区」「相模川流域処理区」の3つに分けて計画を策定し、下水道の整備を進めております。下水の排除方式は、汚水と雨水を同一の管渠で排除する「合流式」と、汚水と雨水を別々の管渠で排除する「分流式」がございます。「南部処理区」では主に「合流式」、「東部処理区」と「相模川流域処理区」は「分流式」を採用しております。下水道事業は、昭和26年から藤沢地区、鶴沼地区、片瀬地区といった旧市街地のエリアにおいて下水道整備に着手しました。事業が急速な進展を見せる契機となったのは、昭和39年に開催された東京オリンピックでございます。ヨット競技のメイン会場として江の島、湘

南港が利用されることになったため、それに先立ち、江の島地区の重点整備を進め、昭和 39 年に現在の辻堂浄化センターにて下水処理を開始しております。以後、順次計画区域を拡大し、昭和 50 年代から平成 8 年頃までは、「東部処理区」と「相模川流域処理区」を中心とした市街化区域内の下水道整備を進め、平成 8 年以降は市街化調整区域内の下水道整備に着手してまいりました。なお、平成 28 年度末時点の下水道処理普及人口は約 41 万人で、行政人口約 43 万人に対し、普及率は約 95.5%となっております。

続きまして、今回の都市計画変更の対象であります「辻堂浄化センター放流渠」の位置関係でございます。JR 辻堂駅から南に約 1.5 キロメートル程度、茅ヶ崎市境に近い海岸沿いに辻堂浄化センターが位置しており、こちらの浄化センターで処理された水を海域に放流する役割を持つのが、青色の円で示す区域内にあります「辻堂浄化センター放流渠」でございます。今回の都市計画変更は、この放流渠の区域を変更するものでございます。なお、辻堂浄化センターで下水の処理を行っている「南部処理区」は、平成 28 年度末時点において、ほぼ全域で下水道が供用されている状況にあります。

続きまして、放流渠の状況になりますが、辻堂浄化センターから海岸までの区間は暗渠構造であり、海岸から海域までの区間は開渠構造となっております。お示ししている 2 枚の写真は、放流渠の開渠部分となりますが、この放流渠は建設から長期間、経過していることもあり、施設の老朽化が課題となっております。

次に、「南部処理区内」にあります「辻堂南部排水区」についてでございますが、エリアとしましては JR 辻堂駅から概ね南側、こちらの赤い破線の区域となっており、赤く着色した区域は合流式、青色で着色した区域は分流式下水道を採用しております。こちらの赤く着色した合流式の区域に降った雨は、合流管に集められて辻堂浄化センターに自然流下で流入しております。現状では、「辻堂南部排水区」に放流施設が設置されていないことから、雨天時に処理を不要とする雨水分までもが辻堂浄化センターへ流入していることが課題となっております。なお、「放流施設」とは、合流式下水道において、大雨の際、浄化センターなどの施設に支障をきたさないよう、雨水で一定の濃度に希釈された下水を、公共用水域に排出させる施設で、下水管の途中やポンプ場に設けられるものでございます。

次に「辻堂南部排水区の対策」をご覧ください。「南部処理区」では大きく 2 つのパターンで下水を辻堂浄化センターに流入させております。1 つ目は、「辻堂南部排水区」が該当しますが、下水を自然流下で辻堂浄化

センターに流入させるパターン、2つ目は「その他の排水区」になりますが、これらの排水区では浜見山ポンプ場や大庭ポンプ場を経由して、圧送し、辻堂浄化センターに流入させております。「辻堂南部排水区」から辻堂浄化センターに流入した下水は、場内ポンプで汲み上げ、処理を行った後に相模湾へ放流しておりますが、ポンプ能力には限界がございます。大雨の際には「辻堂南部排水区」からの流入量が増大し、ポンプ能力を上回る場合には辻堂南部排水区内で浸水被害が発生する危険性が高まります。また、処理場での処理を優先してポンプ稼働を抑制した場合はさらに浸水の危険度が高いものとなります。

6ページをご覧ください。この対策として、「辻堂南部排水区」から一定量を超え希釈された下水を雨水として海へ放流し、浄化センターに流入させる下水量の適正化を図り、併せて浸水被害の軽減を図るため、新たに緑色の線で示す「辻堂南部放流管」を築造するものでございます。また、「辻堂南部放流管」に放流施設を設けることで、大雨の際には、辻堂南部排水区の下水を効果的に分けることが可能となり、浄化センターに流入させる下水量を適正化させ、地域の浸水被害の軽減を図っていくものでございます。なお、「辻堂南部放流管」につきましては、海岸部で既存の「辻堂浄化センター放流渠」と青色の線で示すように合築整備を行う計画としております。

続きまして、「辻堂浄化センター放流渠」と「辻堂南部放流管」の合築整備についてでございますが、緑色の線で示す「辻堂南部放流管」は、赤色の線で示す既設の「辻堂浄化センター放流渠」に並行して築造いたします。暗渠部分は、それぞれ独立した管渠となりますが、開渠部分については、既設の「辻堂浄化センター放流渠」の老朽化対策と合わせ、一体整備する計画としております。なお、既設の「辻堂浄化センター放流渠」の開渠部分は、一体整備をした後、撤去をいたします。

また、都市計画法による下水道の管渠の取り扱いが国土交通省が策定している「都市計画運用指針」に記載がございまして、「概ね1,000ヘクタール以上の排水区域を担う管渠」又は「処理水を放流するための主たる管渠」を都市計画に定めることが望ましいとされています。このうち、「辻堂浄化センター放流渠」は「処理水を放流するための主たる管渠」に該当するため、都市計画に既に位置づけておりますが、今回、新規整備を行う「辻堂南部放流管」は、このどちらにも該当しないため、都市計画への位置づけは行いません。これらを踏まえ既に都市計画決定している「辻堂浄化センター放流渠」については、合築整備を行うことにより、一部区域が変更となることから、放流渠を黄色の点線から青色の線で示す区域に変更

するものでございます。なお、青い線で示す変更後の放流渠についても、現在同様、開渠構造とするものでございます。

次に、今回の都市計画変更の内容等を簡単にご説明させていただきます。下水道の都市計画につきましては、次の事項を計画書に定めるものとされております。「1. 下水道の名称」、「2. 排水区域」、「3. 下水管渠」となりますが、今回の都市計画変更では、当該放流渠の区域が大きく変動しないため、起終点などに変更点はございません。「4. その他の施設」として、ポンプ場と処理場を記載しておりますが、こちらの記載事項にも変更点はございません。以上のことから、今回の都市計画変更では、計画書の記載事項に変更が生じないため、先ほどご説明しました計画図において、「辻堂浄化センター放流渠」の一部区域を変更するものとなります。

最後に、今後の予定でございますが、11月30日に地元向けの都市計画説明会を開催し、12月上旬から1月上旬にかけて県知事との法定協議を実施いたします。これを踏まえ、1月中旬から2週間、法定縦覧を行う予定となっております。その後、2月に開催を予定しております本審議会の議を経た上で、3月中に都市計画変更を行いたいと考えております。本件につきましては、次回の都市計画審議会に付議させていただく中で、改めて詳細な都市計画変更の内容をご説明させていただきます。以上で報告事項1、藤沢都市計画下水道の変更に関する説明を終わります。よろしくお願いたします。

高見沢会長 本日は報告事項ですが、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

田中委員 6ページの緑色は、放流施設のところで汚水分と雨水分を分離させるという理解でよろしいのか。雨水分は辻堂浄化センターの方に一たん入るけれども、これは雨水をただ流すだけでなく、何か圧をかけるために浄化センターに一たん入るという理解でよろしいのか。図の流れがよくわからないのでお聞きします。

事務局 6ページの絵でいきますと、辻堂南部排水区から汚水と雨水が一緒になってきまして、汚水分というのは、この放流施設に一定の雨水が入ることによって、希釈された部分を雨水として、残った部分を汚水として、管をちょうど半分に切ったような形で、上水だけが雨水分としていくように、放流施設で汚水と雨水を合流していくものを分けていく形になります。雨水で希釈されたものについては、辻堂浄化センターの敷地を歩いていくという意味で浄化センター内の、図の四角の中に入っていますが、自然に流れていくものになります。

田中委員 そうすると、雨水分というのは厳密に言えば、汚水と雨水の混ざり合っ

た状態で、それは浄化されないで垂れ流しするというような形ですか。

事務局 汚水と雨水が混ざることによって、ある一定の希釈されたものということで公共水域に流してもいいという内容です。

五十嵐委員 手続きについて、1点は、6ページの新しく放流施設ができて、南部放流管という緑色の部分は、都市計画上の手続きが要らないのか。

2点目は、最後の放流のところで、今、開渠の構造になっているけれども、それが老朽化をしているということで、開渠構造にして一体のものにして整備するということだが、こういった構造に関わる場所の手続きは変更点にならないのか、教えてください。

事務局 辻堂南部放流管については、7ページ、右側の四角の中の「都市計画に定める管渠」で、概ね1,000ヘクタール以上の排水区域を担う管渠というものと、処理水を放流するための主たる管渠、この2つに南部放流管は該当しないということで、都市計画には定めませんというのが1つです。そして黄色の部分と同様、開渠構造として合築の整備をして最終形にしてい

中川（純）委員 分流式と合流式に分かれているが、合流式の地区は60年以上たっている

ので、管の老朽化という問題が出てくると思う。そのときに分流式にいく予定はないのか。

事務局 今現在は合流式で供用開始をしており、南部の地域は道路も狭い中で、昭和30年ごろから整備をしてきたのですが、当時もそういう意味では汚水、雨水ではなくて、狭い中に大口径の下水管を入れるということではコスト面もあって、合流式を採用してきております。ここで分流式に変えていくと、さらにまた汚水分の下水管を入れていく中では、スペース的に非常に難しいということで、合流式の部分の管渠の老朽化等については、管更生といって管を長く持たせるものとか、悪い部分についてはもちろんやりかえていくようなことで対応をしていく状況です。それらを含めて今回、合流式の改善の事業ということで、浸水区域とか合流下水施設の更新も含めて行っている状況です。

高見沢会長 この後、手続きが進んでいくということだと思います。他にありませんか。

ないようですので、本日のところは、このくらいにさせていただきます。以上を持ちまして、本日の議案については、終了といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 その他ですが、委員の方で何かありますか。（なし）

事務局 次回（第164回）藤沢市都市計画審議会は、来年2月7日（水）を予定しております。会場等は後日ご案内をさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

閉会に当たり、計画建築部長からごあいさつ申し上げます。

石原部長

本日は長時間にわたりまして、ご審議いただき、まことにありがとうございました。都市マスタープラン及び都市計画公園・緑地の見直し等については、長い間、いろいろな形でご議論いただきました。また、部会においてもご議論をいただき、より良い見直しができたと思っております。本当にありがとうございました。

次回、第 164 回都市計画審議会は、今年度最後の審議会になりますが、今まで、新庁舎建設ということで、会議室等いろいろご不便をおかけいたしました。次回からは新庁舎の会議室になります。

第 164 回都市計画審議会は付議案件として、前回、ご報告いたしました藤沢高校跡地の地区計画の決定と、辻堂駅北口の都市計画変更等を予定しております。また、委員の皆様から多くのご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第 163 回藤沢市都市計画審議会を終了いたします。

午後 3 時 50 分 閉会